

滋賀県地震防災プランの改定について

1. プラン改定の趣旨

滋賀県地震防災プランは、平成30年度から令和2年度までの3箇年を計画期間としており、計画期間を前に、事業の進捗状況の確認を行った。その結果、事業の大半は目標達成に向けて順調に進捗し、一定の成果が認められた。しかし、継続して取り組む必要がある課題もあった。

一方、これまでは地震対策を中心に取り組んできたが、近年台風等に伴う大規模な風水害、土砂災害が頻発化・激甚化しており、他の自然災害への対策も必要となってきた。

こうした中、感染症禍における複合災害への対応も求められ、発生確率が非常に高い南海トラフ巨大地震や直下型地震の発生も懸念される。

これらのことを総合的に勘案し、現行プランの取組を継承するとともに、新たな課題にも取り組むこととし、次期プランから名称を「滋賀県防災プラン」と改定する。

2. プランの位置づけ

現行プランと同様に「滋賀県地域防災計画」に基づき実施する防災対策のうち、重点的に取り組むアクションプランとする。なお、現行プランの防災対策の取組を継承するとともに、近年発生した大規模災害を教訓とした重点的に取り組む防災対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定める。

このプランは大規模地震対策をはじめ災害対策全般を対象とする。

3. 計画期間

令和3年度から5年度までの3箇年

4. 今後の予定

令和3年2月 常任委員会（プラン改定骨子案、現行プランの取組状況の説明）

令和3年3月 常任委員会（プラン改定最終案の説明）

5. 現行プランの取組状況

- プランは、7つの「実行」に分類され、29の「個別事項」、115の「項目」から構成されており、総括的な評価を行うことで達成状況の確認を行った。
- 令和2年度末見込みは以下のとおりで、概ね計画どおり進んでいる。

取組状況調査 ※1	令和2年度末見込み
取組を概ね達成できた ※2	95/115 (82.6%)
取組を達成できなかった	20/115 (17.4%)

※1 「滋賀県地震防災プラン取組状況」を参照

※2 概ね達成できたとは80%以上達成できたことを指す

6. 添付資料

(仮称) 滋賀県防災プラン(骨子案)

現行プランと改定後のプランの比較

滋賀県地震防災プラン取組状況

1章 基本事項

プラン改定の趣旨

- これまで地震対策を中心に取り組んできたが、近年台風等に伴う大規模な風水害、土砂災害が頻発化・激甚化しており、他の自然災害への対策も必要となっている。
- こうした中、感染症禍における複合災害への対応も必要となっている。
- 発生確率が非常に高い南海トラフ巨大地震や、直下型地震の発生の確率も高まっている。
- これらのことを総合的に勘案すると、市町の受援計画策定支援、地区防災計画策定支援など現行プランのこれまでの取組を継承することはもちろん、新たな課題にも取り組む必要がある。
- このことから今回、「滋賀県防災プラン」として改定する。

基本理念

- 災害発生に備え、県民、地域、企業・団体、行政等あらゆる主体が日頃から継続的に「当事者力（自助）」、「地域力（共助）」、「行政力（公助）」として強化する。
- 災害時には、これらの力を結集し、多様な主体の連携により構築された強固な体制のもとで災害対応を行う。
- 一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮を提供する。

近年発生した大規模災害の課題と教訓

- 平成30年(2018年)6月18日 大阪北部地震
 - ・鉄道の運休により14万人が車内に閉じ込められた。また駅周辺で多くの方が帰宅困難者となった。
- 平成30年(2018年)6月29日～ 西日本豪雨
 - ・倉敷市真備町ではハザードマップと実際の浸水区域がほぼ同じであるにも関わらず51名が溺死死亡したがその内44人が非流失家屋の屋内で被災している。また70歳以上の犠牲者の割合が約80%以上であった。
 - ・住民等が防災情報の意味を直感的に理解できるよう水害土砂災害からの避難のあり方について内閣府において「避難勧告等に関するガイドラインの改定」が行われた。
- 平成30年(2018年)9月3日～ 台風第21号
 - ・近畿圏では224万戸、滋賀県では16.9万戸という大規模停電が発生した。
 - ・高島市においては、県道麻生古屋梅ノ木線、県道小浜朽木高島線他において倒木による通行止めにより孤立集落が発生した。また1.2万戸の停電復旧に約1週間を要した。
- 平成30年(2018年)9月6日 北海道胆振東部地震
 - ・苫厚真火力発電所の緊急停止から発生したブラックアウトにより全道295万戸が停電となった。自家発電設備を備えてない庁舎は災害応急対策に支障を来した。
- 令和元年(2019年)9月7日～ 台風15号(令和元年房総半島台風)
 - ・電力事業者においては、広範囲の配電線事故や倒木による通行支障等で被害の把握ができず、停電復旧に時間を要した。このことにより通信障害も発生した。
 - ・千葉県では住宅被害が3.4万戸のうち約9割が一部損壊であったため災害救助法による応急修理制度が拡充された。
- 令和元年(2019年)10月12日～ 台風19号(令和元年東日本台風)
 - ・住宅の浸水被害が5.3万戸以上となった。被災によって亡くなった方のうち、約6割が屋外で被災し、かつその半数以上が車での移動中に被災したものであった。また65才以上の犠牲者の割合が約65%以上であった。
- 令和2年(2020年)7月3日～ 令和2年7月豪雨(コロナ禍における最初の大規模災害)
 - ・ボランティア募集について、被災市町の社会福祉協議会は、被災者ニーズも踏まえて、その市町在住者に募集を限定した。
 - ・特別養護老人ホームは、避難確保計画を作成し、避難訓練も実施していた。しかし夜勤の時間帯で職員数が少なく避難に時間がかかり施設利用者14名が犠牲になった。
 - ・65才以上の犠牲者の割合が約79%以上であった。

計画期間 令和3年度～令和5年度

プランの位置付け

- このプランは、これまでの地震対策の取組を継承し、全国各地で発生した過去の大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む防災対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定める。
- 「滋賀県地域防災計画」に基づき実施する防災対策のうち、重点的に取り組むアクションプランである。
- なお、このプランは、大規模地震対策をはじめ災害対策全般を対象とする。

2章 実行計画

個別事項(主なもの) ※下線は新規重点取組事項

実行1

受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織と連携を強化します

- ・感染症禍にも対応した県の受援計画の見直し
- ・受援計画策定支援
- ・既存災害時応援協定締結先との連携促進
- ・災害廃棄物処理対応能力の強化他

実行2

寄り添い型・協働型避難者支援を実現します

- ・在宅・車中泊、テント泊等の避難者の把握と対応
- ・濃厚接触者等の円滑に避難できる仕組み検討
- ・地震災害と原子力災害との複合災害時の避難対策
- ・帰宅困難者対策

実行3

要配慮者へ合理的配慮を提供します

- ・要配慮者の個別計画の作成支援
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援
- ・避難所の合理的配慮

実行4

被災者の生活再建を支援します

- ・被災者生活再建支援制度と県独自制度の周知
- ・AIを活用した速やかな被災者支援
- ・応急仮設住宅マニュアルの浸透、随時点検内容見直し
- ・家屋被害認定・り災証明発行支援

実行5

大規模停電に備えた対策を進めます(新規項目)

- ・重要インフラ確保のための予防伐採
- ・非常用発電設備の機能確保

実行6

当事者力・地域力を高めます

- ・マイ・タイムラインの普及などとするべき行動の理解を促進
- ・生活に根ざした生活防災の推進
- ・中小企業の事業継続計画の策定等支援
- ・自主防災組織の充実強化
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

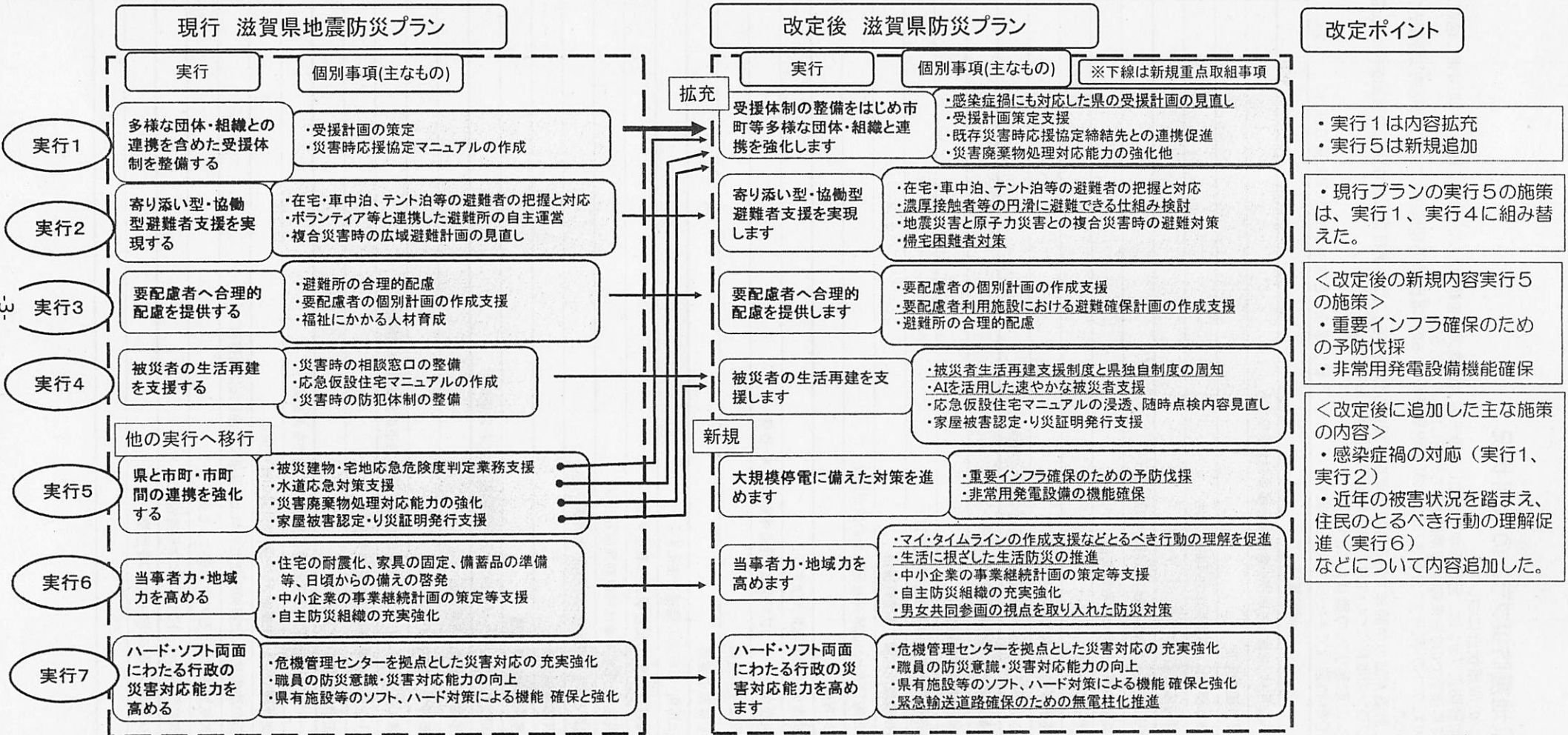
実行7

ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高めます

- ・危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化
- ・職員の防災意識・災害対応能力の向上
- ・県有施設等のソフト、ハード対策による機能確保と強化
- ・緊急輸送道路確保のための無電柱化推進

現行プランと改定後のプランの比較

2章 実行計画



滋賀県地震防災プランの取組状況

【1. プランの取組状況について】

・滋賀県地震防災プランは、全国各地で発生した過去の大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む地震対策について平成30年度から令和2年度までの3箇年の計画期間として策定したものである。

・本プランは、7つの「実行」に分類され、29の「個別事項」、115の「項目」から構成されており、総合的な評価を行うことにより達成状況の確認を行った。

・今回は、計画期間の中間年である令和元年度が経過したことから、7つの実行毎に達成状況の確認を行った。評価結果は以下のとおりで、県のプランの取組についてはおおむね計画どおり進んでいる。

【2. プランの取組状況の概要について】

A…取組を概ね達成できた(80%以上達成できた) B…取組を達成できなかった(80%未満の進捗)

R2年度末見込

実行	個別事項	項目数	取組状況	
			A	B
実行1	多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する	12	10	2
	① 受援計画の策定	6	5	1
	② 多様な団体による支援の効率的な活用	4	3	1
	③ 災害時応援協定のブラッシュアップ	2	2	
実行2	寄り添い型・協働型避難者支援を実現する	15	13	2
	① 被災者の把握に向けた取組支援	2	2	
	② 多様な避難形態への対応	4	3	1
	③ 避難所運営の多様な担い手との協働	4	4	
	④ 複合災害時における屋内退避が困難な場合の避難	5	4	1
実行3	要配慮者へ合理的配慮を提供する	15	11	4
	① 避難所の合理的配慮	6	5	1
	② 避難行動要支援者の個別計画策定	3	1	2
	③ 福祉避難所に関する情報提供	2	2	
	④ 福祉施設等との広域福祉避難所の協定締結	2	1	1
	⑤ 人材育成	2	2	
実行4	被災者の生活再建を支援する	12	11	1
	① 被災者がワンストップで相談できる体制の充実・整備	5	4	1
	② 仮設住宅の整備	4	4	
	③ 防犯体制の整備	3	3	
実行5	県と市町・市町間の連携を強化する	18	15	3
	① 家屋被害認定・り災証明発行業務支援	4	2	2
	② 被災建物・宅地応急危険度判定業務支援	2	2	
	③ 避難所となる民間建築物の耐震化支援	1	1	
	④ 水道応急対策支援	3	3	
	⑤ 災害廃棄物対策支援	7	7	
	⑥ 市町間でのカウンターパートによる相互応援のしくみの構築	1		1
実行6	当事者力・地域力を高める	9	8	1
	① 当事者力・地域力の向上	4	4	
	② 倒壊により閉塞のおそれのある緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化	1	1	
	③ 中小企業の事業継続計画策定支援	2	2	
	④ 自主防災組織の充実強化	2	1	1
実行7	ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める	34	27	7
	① 危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化	5	4	1
	② 職員の防災意識・災害対応能力の向上と健康に配慮した体制整備	4	3	1
	③ 県有施設等におけるソフト対策による機能強化	13	10	3
	④ 県有施設等のハード対策等による機能確保	12	10	2
達成状況(取組状況の数/取組項目数)			82.6%	17.4%
計		115	95	20

滋賀県地震防災プランの取組状況

実行1

【3. 中間評価】

A…取組を概ね達成できた(80%以上達成できた) B…取組を達成できなかった(80%未満の進捗)

実行	個別事項	項目数	R元年度末		R2年度末見込		
			取組状況		取組状況		
			A	B	A	B	
実行1 多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する			12	10	2	10	2
① 受援計画の策定			6	5	1	5	1
② 多様な団体による支援の効率的な活用			4	3	1	3	1
③ 災害時応援協定のブラッシュアップ			2	2		2	

【評価】

※【評価】【課題・今後の取組】について、令和元年度末時点に基づき記載。

<① 受援計画の策定>

・「滋賀県災害時受援計画」を策定し、防塵マスクなど受援に必要な資機材を整備した。また、「市町災害時受援計画作成の手引き」により、3市町が受援計画策定済み、16市町が策定着手まで進めることができた。

<② 多様な団体による支援の効率的な活用>

・滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議の開催、DWAT(災害派遣福祉チーム)の編成に向けての研修、災害ボランティアセンター運営協議会の開催などにより、多様な団体による支援が活用できるよう取り組むことができた。

<③ 災害時応援協定のブラッシュアップ>

・「災害時応援協定運用の手引き」により、定期的な連絡窓口の確認や依頼手順等について整理し、協定の実効性を高めることができた。

【課題・今後の取り組む方向性】

・市町の受援計画策定は3市町にとどまっているため、引き続き支援する。
 ・災害時のNPO、ボランティア団体、行政等との連携・協働に関する基本的な考え方、必要性などを理解し、今後の取組のきっかけとすることを目的に先進事例について学び検討を進める必要がある。

滋賀県地震防災プランの取組状況

実行2

【3. 中間評価】

A…取組を概ね達成できた(80%以上達成できた) B…取組を達成できなかった(80%未満の進捗)

R元年度末

R2年度末見込

実行	個別事項	項目数	取組状況		取組状況	
			A	B	A	B
実行2	寄り添い型・協働型避難者支援を実現する	15	12	3	13	2
	① 被災者の把握に向けた取組支援	2	1	1	2	
	② 多様な避難形態への対応	4	3	1	3	1
	③ 避難所運営の多様な担い手との協働	4	4		4	
	④ 複合災害時における屋内退避が困難な場合の避難	5	4	1	4	1

【評価】

※【評価】【課題・今後の取組】について、令和元年度末時点を基に記載。

<① 被災者の把握に向けた取組支援>

・「誰もが安心して利用できるための避難所チェック13項目」を作成し、避難所運営関係者に対して、避難所に避難しない被災者(在宅・車中泊避難者)への対応準備が必要であることの周知を行った。

<② 多様な避難形態への対応>

・民間団体等との連携により被災者へ正しい情報を届けられるよう、滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議の開催により、民間団体等との連携強化を図ることができた。
 ・LINE配信の追加や、びわ湖放送「しらがテレビ」による災害情報の発信により、必要な情報が入手できるよう取り組むことができた。

<③ 避難所運営の多様な担い手との協働>

・毎年自主防災組織リーダー研修・防災士養成講座受講によりH30年度99名、R元年度131名が防災士の資格を取得した。このことにより地域防災の担い手が増加する取り組みができた。

<④ 複合災害時における屋内退避が困難な場合の避難>

・「大飯地域の緊急時対応」を踏まえ広域避難計画を見直すことにより、屋内退避が困難な場合の避難について体制を整備することができた。

【課題・今後の取り組む方向性】

・避難者名簿の作成に向け、先進事例等の情報提供により市町を支援する。
 ・専門的な医療や介護を必要とする被災者について、まずは県内で措置が受けられるよう体制強化を図る。

滋賀県地震防災プランの取組状況

実行3

【3. 中間評価】

A…取組を概ね達成できた(80%以上達成できた) B…取組を達成できなかった(80%未満の進捗)

実行	個別事項	項目数	R元年度末		R2年度末見込	
			A	B	A	B
実行3	要配慮者へ合理的配慮を提供する	15	12	3	11	4
	① 避難所の合理的配慮	6	4	2	5	1
	② 避難行動要支援者の個別計画策定	3	3		1	2
	③ 福祉避難所に関する情報提供	2	2		2	
	④ 福祉施設等との広域福祉避難所の協定締結	2	1	1	1	1
	⑤ 人材育成	2	2		2	

【評価】

※【評価】【課題・今後の取組】について、令和元年度末時点を基に記載。

<① 避難所の合理的配慮>

- ・避難所運営関係者向け「誰もが安心して利用できるための避難所チェック13項目」を活用促進することにより、避難所において要配慮者への合理的配慮の提供が行われるよう取り組むことができた。
- ・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の施行とともに、障害者差別や合理的配慮の不提供等の解消を図る相談体制を整備し、合理的配慮する取り組みを行った。
- ・災害時外国人支援訓練を実施し、災害時外国人サポーターを養成することにより、外国人に災害情報を提供できる取り組みを進めることができた。なお、災害時外国人サポーターは新たに3名の登録があった。

<② 避難行動要支援者の個別計画策定>

- ・災害時要配慮者支援対策研修会の実施や保健所が市町に対して避難行動要支援者情報を積極的に提供することにより、個別計画の策定を支援することができた。

<③ 福祉避難所に関する情報提供>

- ・災害時要配慮者支援対策研修会や市町担当者会議等を実施することにより、福祉避難所の機能確保が図れるよう取り組むことができた。

<④ 福祉施設等との広域福祉避難所の協定締結>

- ・34施設と広域福祉避難所の協定を締結することにより、災害時要援護者が市町域を越えて広域避難できるように取り組むことができた。

<⑤ 人材育成>

- ・DWAT(災害派遣福祉チーム)の編成に向けて、関係団体との協定締結、チーム員養成研修等に取り組むことができた。

【課題・今後の取り組む方向性】

- ・災害時外国人サポーターの新規登録者の確保が課題であることから、講座の開催内容等に工夫しながら取り組んでいく。
- ・小児慢性特定疾患児童等および難病患者の避難行動要支援者個別計画の作成を支援します。

滋賀県地震防災プランの取組状況

実行4

【3. 中間評価】

A…取組を概ね達成できた(80%以上達成できた) B…取組を達成できなかった(80%未満の進捗)

R元年度末

R2年度末見込

実行	個別事項	項目数	取組状況		取組状況	
			A	B	A	B
実行4	被災者の生活再建を支援する	12	10	2	11	1
	① 被災者がワンストップで相談できる体制の充実・整備	5	4	1	4	1
	② 仮設住宅の整備	4	3	1	4	
	③ 防犯体制の整備	3	3		3	

【評価】

※【評価】【課題・今後の取組】について、令和元年度末時点を基に記載。

<①被災者がワンストップで相談できる体制の充実・整備>

- ・LINE配信の追加や、びわ湖放送「しらがテレビ」による災害情報等の発信により、必要な情報が入手できるよう取り組むことができた。
- ・災害援護資金、見舞金および被災者生活再支援金が速やかに交付できるよう、市町に対して、国の制度について周知、情報共有に取り組むことができた。

<② 仮設住宅の整備>

- ・市町と住宅建設用地の情報共有、賃貸住宅等のみなし仮設住宅について関係団体との協議および高齢者向け仮設住宅の情報提供に取り組むことにより、「滋賀県応急仮設住宅マニュアル」策定に向け計画どおり進めることができた。

<③ 防犯体制の整備>

- ・平時から震災時に備え警察、市町等との連携体制の確保や自主防犯活動団体のリーダー育成等の研修を実施することにより、防犯体制の整備に取り組むことができた。

【課題・今後の取り組む方向性】

- ・生活困窮者等には、相談業務の支援に関する協定書に基づき相談窓口を紹介する等により、既存の福祉制度の活用を含めた支援を実施する。
- ・応急仮設住宅が速やかに整備できるよう、引き続き「滋賀県応急仮設住宅マニュアル」策定に向け取り組んでいく。

滋賀県地震防災プランの取組状況

実行5

【3. 中間評価】

A…取組を概ね達成できた(80%以上達成できた) B…取組を達成できなかった(80%未満の進捗)

実行	個別事項	項目数	R元年度末		R2年度末見込	
			A	B	A	B
実行5	県と市町・市町間の連携を強化する	18	10	8	15	3
	① 家屋被害認定・り災証明発行業務支援	4	2	2	2	2
	② 被災建物・宅地応急危険度判定業務支援	2	1	1	2	
	③ 避難所となる民間建築物の耐震化支援	1	1		1	
	④ 水道応急対策支援	3	2	1	3	
	⑤ 災害廃棄物対策支援	7	4	3	7	
	⑥市町間でのカウンターパートによる相互応援のしくみの構築	1		1		1

【評価】

※【評価】【課題・今後の取組】について、令和元年度末時点を基に記載。

<① 家屋被害認定・り災証明発行業務支援>

- ・講師を不動産鑑定士協会に依頼するなど工夫し効果的な家屋被害認定業務研修を実施することにより、家屋被害認定業務が遂行できる人材を育成することができた。
- ・被災者支援システム導入のための研修を実施することにより、り災証明発行業務を支援することができた。

<② 被災建物・宅地応急危険度判定業務支援>

- ・毎年講習会を実施することにより、迅速に被災建物・宅地応急危険度判定業務が行えるよう、判定士および判定コーディネーター(判定調整員)を養成した。

・新規登録者

判定士(建築 H30年度69人、R元年度:82人)(宅地 H30年度:79人 R元年度:82人)

判定コーディネーター(建築 H30年度21人、R元年度23人) 判定調整員(宅地 H30年度24人、R元年度7人)

<③ 避難所となる民間建築物の耐震化支援>

- ・市町が実施する耐震化事業を支援することにより、避難所となる民間建築物を耐震化を進めることができた。

<④ 水道応急対策支援>

- ・県内水道事業者を対象とした水道事故等を想定した訓練や研修を実施することにより、水道応急対策支援体制を整備した。

<⑤ 災害廃棄物対策支援 ア 市町の災害廃棄物処理体制の整備・強化への支援、イ 県の災害廃棄物処理体制の整備・強化、ウ 広域的な災害廃棄物処理の連携体制構築>

- ・図上訓練等の実施により、市町の災害廃棄物処理計画の策定や運用に関する支援を行った。
- ・災害廃棄物処理に係る最新の知見等を踏まえ、滋賀県災害廃棄物処理計画およびマニュアルの見直しの必要性を検討した。
- ・図上訓練の実施により、災害時の市町および関係団体間の広域連携体制の向上を図った。

<⑥ 市町間でのカウンターパートによる相互応援のしくみの構築>

- ・市町と協議したところ、カウンターパート方式は地域性により、応援受援に偏りがあり調整が困難であることが判明した。

【課題・今後の取り組む方向性】

- ・被災者支援システム導入は4市町にとどまっているため、導入が進むよう引き続き支援する。
- ・判定士等の養成について、引き続き講習会を開催し必要人数の確保に努める。
- ・災害廃棄物処理計画策定は8市町にとどまっているため、策定が進むよう引き続き支援する。

滋賀県地震防災プランの取組状況

実行6

【3. 中間評価】

A…取組を概ね達成できた(80%以上達成できた) B…取組を達成できなかった(80%未満の進捗)

実行	個別事項	項目数	R元年度末		R2年度末見込	
			A	B	A	B
実行6	当事者力・地域力を高める	9	9	0	8	1
	① 当事者力・地域力の向上	4	4		4	
	② 倒壊により閉塞のおそれのある緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化	1	1		1	
	③ 中小企業の事業継続計画策定支援	2	2		2	
	④ 自主防災組織の充実強化	2	2		1	1

【評価】

※【評価】【課題・今後の取組】について、令和元年度末時点を基に記載。

<① 当事者力・地域力の向上>

・防災カフェ、出前講座等を実施することにより、当事者力の向上を図ることができた。また「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」に基づき、講習会や耐震啓発セミナー等の実施により、住宅の耐震化率の向上を支援することができた。

防災カフェ 9回、出前講座29回

・(木造住宅耐震化促進事業費)

耐震診断員等養成講習会 2回

耐震改修工法講習会 1回

自治会への出前講座等 25回

耐震啓発セミナー 5回

耐震診断員派遣 151件

耐震補強案作成 147件

耐震改修 17件

ブロック塀耐震対策支援 128件

<② 倒壊により閉塞のおそれのある緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化>

・緊急輸送道路沿道建築物の所有者の意向調査を行い、支援制度を活用した設計を実施することができた。

<③ 中小企業の事業継続計画策定支援>

・毎年BCP(事業継続計画)策定に向けた企業向け研修会を実施することにより、延べ112社が参加し、研修参加企業のうち、21社がBCP(事業継続計画)を作成した。

<④ 自主防災組織の充実強化>

・毎年自主防災組織リーダー研修・防災士養成講座受講によりH30年度99名、R元年度131名が防災士の資格を取得した。このことにより自主防災組織を充実強化を図ることができた。

【課題・今後の取り組む方向性】

- ・防災カフェ、出前講座等を実施することにより、当事者力の向上を図る。
- ・地区防災計画策定の手引きを作成するなどし、引き続き策定支援を行う。

滋賀県地震防災プランの取組状況

実行7

【3. 中間評価】

A…取組を概ね達成できた(80%以上達成できた)・B…取組を達成できなかった(80%未満の進捗)

実行	個別事項	項目数	R元年度末		R2年度末見込	
			取組状況		取組状況	
			A	B	A	B
実行7	ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める	34	27	7	27	7
①	危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化	5	4	1	4	1
②	職員の防災意識・災害対応能力の向上と健康に配慮した体制整備	4	3	1	3	1
③	県有施設等におけるソフト対策による機能強化 (ア 代替施設の検討、拠点の早期復旧、避難所としての機能維持)	4	3	1	3	1
③	県有施設等におけるソフト対策による機能強化 (イ 情報システムの点検、強化)	4	4		4	
③	県有施設等におけるソフト対策による機能強化 (ウ 業務継続計画、重要書類等の保護、各種マニュアル等の検証)	5	3	2	3	2
④	県有施設等のハード対策等による機能確保 (ア 公共構造物の地震対策の推進)	7	7		7	
④	県有施設等のハード対策等による機能確保 (イ 敷地周辺の修繕対策の検討、資機材整備)	5	3	2	3	2

【評価】

※【評価】【課題・今後の取組】について、令和元年度末時点を基に記載。

<① 危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化>

・危機管理センターおよび各地方合同庁舎の本部運営訓練を行い、検証結果を踏まえ機能の充実強化を図った。

<② 職員の防災意識・災害対応能力の向上と健康に配慮した体制整備>

・新規採用職員研修および選択型の研修において、災害時における心構え等についての研修を実施することにより、職員の防災意識・災害対応能力の向上を図った。また令和元年台風19号災害支援にかかる現地派遣職員(宮城県・長野県)の健康管理を実施した。

<③ 県有施設等におけるソフト対策による機能強化 ア 代替施設の検討、拠点の早期復旧、避難所としての機能維持>

・「災害時応援協定運用の手引き」を活用することにより、協定締結後の早期復旧に向けた体制を確保することができた。
・避難所に指定されている県有施設について、市町に対し避難所開設に係る連絡体制の確認等の内容を通知することにより、避難所としての実効性を高めることができた。

<③ 県有施設等におけるソフト対策による機能強化 イ 情報システムの点検、強化>

・びわ湖情報ハイウェイ(庁内LAN)の再構築に合わせ、無線LANの整備を行い、共通事務端末の移動を容易にすることにより災害時における情報システムの強化を図った。
・しらせの滋賀情報サービスを提供するシステムについて、災害への耐性が高いデータセンターに、システム機器を設置することにより情報システムの強化を図った。
・災害時等には、無線アクセスポイントのセキュリティキーを公開し、必要かつ有効と認められる場合には住民等への公開も可能とした。

<③ 県有施設等におけるソフト対策による機能強化 ウ 業務継続計画、重要書類等の保護、各種マニュアル等の検証>

・従来、震災を想定した業務継続計画を策定していたが、震災以外の自然災害にも対応した業務継続計画に改定することによりソフト対策を強化した。
・重要なデータ等については、滅失に備え、自動的にバックアップが行われるファイルサーバを利用し重要書類の保護に努めた。

<④ 県有施設等のハード対策等による機能確保 ア 公共構造物の地震対策の推進>

・「第5次地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、避難路の整備(跨線橋の耐震化)等の公共構造物の地震対策を推進した。

<④ 県有施設等のハード対策等による機能確保 イ 敷地周辺の修繕対策の検討、資機材整備>

・施設内設備については、滋賀県公共施設等マネジメント基本方針等に基づき、計画的に老朽化対策や維持修繕等を実施した。
・県有施設等の窓ガラス等の簡易な復旧に備えブルーシートを備蓄した。

【課題・今後の取り組む方向性】

・被害状況やライフライン等の情報を収集し速やかに報道機関等に発信することができるよう、引き続き見直しを行う。
・災害が発生した場合に備え、危機管理センターでは災害対策本部運営マニュアルに基づき定期的な交代勤務を行い、地方本部においては災害規模に応じた職員の配置をその都度検討する。
・庁舎が被災した場合に備え、代替施設について検討する。
・県有施設等の敷地内での地盤沈下や強い揺れを想定した場合の対策や災害対応の支障となる土地の変状等の対応については国の動向を注視し対策を研究する。